

すいざわ

センターだより

水沢地区市民センター ☎329-2001
水沢地区団体事務局 ☎329-2323

「すいざわ センターだより」がカラーで見れます。

水沢地区のホームページのアドレスは <https://suizawa-yokkaichi.com> ご意見・投稿などは suizawahp@gmail.com

《令和6年能登半島地震で被災された方への新たな支援について》

四日市市では、被災された方を支援する新たな制度を設けましたのでご案内します。

四日市市ホームページ⇒



項目	支援の概要	担当課
能登半島地震被災者 見舞金の給付受付	災害救助法の適用となった地域に住所を有し、住家を失った世帯で、本市へ避難し1カ月以上居住（予定）している世帯に対し、1世帯8万円（単身世帯は4万円）の見舞金を給付します。 （※1回限り）	福祉総務課 ☎354-8109
能登半島地震被災者 生活準備支援金	被災地から本市に避難され、市営住宅に1カ月以上居住（予定）する方に、生活を送るために必要な物品等を揃えるための支援金を、1戸あたり20万円給付します。	市営住宅課 ☎354-8218
被災者入所受入 支援事業 （介護保険施設等）	被災地から本市に避難された方を、介護保険施設等にて令和7年1月末までに受け入れた法人に対し、受け入れ準備等にかかる経費として、入所者1人あたり5万円を補助します。	介護保険課 ☎354-8190
被災者入所受入 支援事業 （障害福祉施設）	被災地から本市に避難された方を、障害福祉施設にて令和7年1月末までに受け入れた法人に対し、受け入れ準備等にかかる経費として、入所者1人あたり5万円を補助します。	障害福祉課 ☎354-8527
被災者入所受入 支援事業 （児童福祉施設）	被災地から本市に避難された方を、児童福祉施設にて令和7年1月末までに受け入れた法人に対し、受け入れ準備等にかかる経費として、入所者1人あたり5万円を補助します。	こども家庭課 ☎354-8276 こども発達支援課 ☎354-8064
被災者雇用奨励金	被災地から本市に避難された方を3カ月以上雇用する市内の事業主に対し、奨励金10万円（1人あたり）を交付します。	商業労政課 ☎354-8417

■被災者支援相談窓口 市役所1階 市民相談コーナー ☎325-6807

ありがとうございます

水沢東町の中村園芸さんからパンジーをいただきました。

四日市市の公共施設をきれいに彩っています。

ありがとうございました。



納税は、便利で安心な

口座振替で!!

【問合せ】収納推進課 ☎ 354-8141
FAX354-8309

人権標語

☆前をみよう 夢と希望は そこにある
☆どりよくは つみかさねると 楽しいよ
☆やさしい友だち 心がしずかになる

四日市市議会 議会報告会のお知らせ

2月定例会議会の議会報告会を、3月28日（木）・30日（土）に開催します。（下記2会場）
定例会議会でどのような議論がされたのかを、議員が直接、市民の皆さんにお伝えします。報告会の後にシティ・ミーティング（意見交換会）を開催します。市内に在住または通勤・通学する人を対象とし、事前のお申し込みは不要ですので、参加を希望する会場にどうぞお気軽にお越しください。

第1部：議会報告会 第2部：シティ・ミーティング（意見交換会）

日時	3月28日（木）	3月30日（土）	シティ・ミーティングの テーマ
	18：30～20：30	13：30～15：30	
会場	四日市市総合会館 7階第1研修室	四日市市三浜文化会館 2階視聴覚室	四日市市政全般について
	諏訪町2番2号	海山道町一丁目1532-1	

※会場でのやりとりを基本としてご意見をいただきます。※手話通訳・要約筆記いたします（事前予約は不要です）

※天候などにより、中止や開催内容が変更となる場合があります。

※状況によっては、記載された予定時刻よりも早く終わる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ】四日市市議会事務局 議事課 ☎354-8340 FAX354-8304

すいざわ映画の会



どなたでもご参加いただけます。
お誘い合わせしてお越しください。

- 日時：3月16日（土） 9：30～11：30
- 場所：水沢在宅介護支援センター
- 内容：「オケ老人！」 主演：杏・左とん平

【問合せ】水沢在宅介護支援センター ☎329-3553

申込み：不要
参加費：無料

介護予防ボランティア 四日市市ヘルスリーダーの会による

イキイキ教室

◇日時：3月27日（水）13：30～15：00

◇場所：水沢地区市民センター 2階大会議室

◇対象：おおむね65歳以上の市民の方

◇内容：介護予防の運動、レクリエーション

～ストレッチ・筋トレ・脳トレなど・ラダー（はしご）～など

◇持ち物：マスク、タオル（体操用・汗拭き用）、お茶

※動きやすく、体温調整しやすい服装でお越しください。

【問合せ】高齢福祉課 ☎354-8170

申込み：不要
参加費：無料



犬の登録と狂犬病予防注射をお忘れなく

生後91日以上の子の飼主は「狂犬病予防注射月間」の4～6月に狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。「動物病院」または市が行う「集合注射会場」で狂犬病の予防注射を受けさせてください。なお、水沢地区での集合注射は下記の通りです。

また、犬の生涯に1回の登録と、市内で新たに犬を飼う際は転入の届けもお願いします。

4月10日（水） 13:00～13:40 水沢地区市民センター

※令和6年度より、犬と飼主の安全性を考慮し、公園などの屋外での会場数の縮小を図り、かかりつけの動物病院での個別注射を推進していきますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 【持ち物】 1. 市内に登録のある犬・・・お知らせのハガキ（3月下旬発送予定）と注射費用
2. 新たに登録する犬・・・登録費用と注射費用

※市外で登録があり、転入登録する犬は、集合注射会場では受付できません。

【費用】 *集合注射 1頭につき**3,400円**

（注射料金2,850円+注射済票交付手数料550円）

*登録 1頭につき3,000円

詳しい内容は、下記までお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

【問合せ】 四日市市保健所 衛生指導課 ☎352-0591

【令和6年度ごみ収集日程表】

「広報よっかいち」3月上旬号と同時配布されます。

※1年間使用します。大切に保管して下さい。

※ごみの分別については、「ごみガイドブック」をご活用ください。

ごみを出すときはマナーとルールを守りましょう

ごみを出すときは、必ずごみ出し3原則のルールを守りましょう。

- 決められた日の朝8時30分までに
 - きめられたものを
 - きめられた集積場へ
- 収集日については、「ごみ収集日程表」でご確認ください。

必ずお住まいの地域の集積場を確認して決められた場所に出しましょう。



収集時間について

交通事情や天候、ごみの量の関係で変動しますので、必ず朝8時30分までに出してください。ルールを守らずに出されたごみは収集できませんので十分注意してください。

【問合せ】 環境事業課 ☎340-3308

四日市市内の郵便局でマイナンバーカードの申請をサポートします！

マイナンバーカードを作りたいけど、申請の仕方がわからない方のために、郵便局社員によるマイナンバーカードの申請サポートが実施されます。

予約不要ですので、この機会にご自宅や職場近くの郵便局で申請サポートをご利用ください！

サポート内容

- ・マイナンバーカード交付申請書の記入のお手伝い
- ・交付申請用の顔写真の撮影、印刷、切り抜き及び貼り付け
- ・マイナンバーカード交付に関する案内など



受付期間：3月22日（金）まで

受付時間：平日9：00～17：00（土日祝を除く）

受付郵便局（市内10局）

四日市小杉郵便局	四日市曙郵便局	小山田郵便局	四日市波木郵便局	四日市小古曾郵便局
四日市高花平郵便局	四日市松本郵便局	四日市西郵便局	四日市赤堀郵便局	四日市あかつき郵便局

【問合せ】四日市市マイナンバーカードサービスセンター ☎340-8371

水沢小学校・羽津小学校・楠小学校・笹川小学校・下野小学校

塩浜小学校・桜台小学校・四郷小学校・給食パートを募集

(5月上旬から勤務です)

☆募集職種：小学校給食調理員（給食パート）

☆業務内容：給食調理、運搬、後片付け、調理場清掃など

☆勤務日：給食実施日など（春・夏・冬休みは勤務なし）

☆勤務時間：8：30～15：15（労働時間6時間）

※下野小学校 8：40～15：30（労働時間6時間）

※塩浜小学校及び桜台小学校 8：40～15：25（労働時間6時間）

☆時間給：1,070円（通勤距離が片道2km以上の場合、通勤費を別途支給）

☆その他：羽津小学校及び笹川小学校勤務の場合、他の学校の調理員の欠勤状況などにより、他の市内小学校に勤務することがあります。社会保険加入あり。

☆申込み：応募を希望される方は、教育総務課（☎354-8236）に電話のうえ、履歴書を提出してください。書類選考のうえ、面接を実施します。

☆応募期間：3月18日（月）～4月12日（金）



樹木の枝や草が道路にはみ出ていませんか

道路にはみ出た樹木の枝や草などにより、歩行者や車両の通行の支障となることや、標識やカーブミラーが見えなくなる事例が発生しています。

樹木の枝や草などは、土地の利用者として適正な管理をお願いします。



日曜日に窓口を開設します

引っ越しのご予定がある方へ

場所 四日市市役所 ※地区市民センターは開設しません

日付 3月31日(日) **時間** 8:30~17:15

同日開催の近隣市町 桑名市、鈴鹿市、亀山市、東員町、菰野町、津市



階	窓口	取扱業務
1階	市民課 ☎354-8152	転入・転出届などの手続き (マイナンバーカード・住基カードを利用する転入・転出届は除く) 戸籍の届出、住民票の写し(広域交付住民票は除く)・戸籍の証明書交付、 印鑑登録・証明書の交付、各種市税証明の交付
	外国人市民向け生活オリエンテーション(生活情報案内) (開設時間:9:00~12:00、13:00~16:00)	
2階	市民税課 ☎354-8133	原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車・名義変更など (四日市市発行のナンバープレートのみ)
3階	保険年金課 ☎354-8159	国民健康保険・後期高齢者医療の手続き
	介護保険課 ☎354-8427 ☎354-8190	要介護認定申請の受付、介護保険料の相談・収納など
9階	学校教育課 ☎354-8250	市立小・中学校の転校、新入学手続きなど
総合 会館 3階	こども保健福祉課 ☎354-8083	児童手当、子ども医療費助成の手続き

※各窓口では、通訳(スペイン語)テレビ電話通訳サービス(13言語)の対応が可能です。

新しい市民協働プラットフォーム交流会を開催します

様々な活動をしている団体や市民の関係づくりを目的とした交流会を開催します。

◇日時:3月20日(水・祝)13:00~17:00

◇場所:近鉄百貨店四日市店 11階アートホール

◇出展者募集:パネル展示・物販・会員募集など

詳細はチラシをご確認ください。(締め切り3月15日(金)無料)

◇参加者募集:四日市のまちづくりに取り組む団体の活動を紹介します。

当日は物販も行います。(申込不要・無料)

◇実施主体:特定非営利活動法人TSV2020四日市

☎080-1598-9214

メール supoyon@tsv2020yokkaichi.or.jp)



出展者向けチラシ



参加者向けチラシ

🚗 四日市市デマンドタクシー運行中 🚗

市街化調整区域内の公共交通不便地域にお住まいの方の公共交通利用環境改善のため、予約に応じてタクシーを運行するサービスをしています。タクシー料金から利用券を差し引いた残額は、利用者負担となります。利用を希望される方は、利用登録申請書の提出が毎年必要です。

過去に利用登録された方には、別途案内を3月上旬に郵送します。

1. 利用対象者：四日市市内に住民登録があり、市街化調整区域にお住まいの満70歳以上の方。
ただし、鉄道駅から800m、路線バス停から300m以内にお住まいの方を除く。
(バス停留所「桜リサーチパーク」、「四日市スポーツランド」、「諸戸野口」は距離要件から除外を予定。)

※利用対象者かどうかの確認は下記までお問い合わせください。

2. 利用できるタクシー会社 名鉄四日市タクシー、四日市つばめ交通、三交タクシー、三重近鉄タクシー、勢の國交通、尾高

3. 利用方法 ①利用登録

所定の利用登録申請書を公共交通推進室または、各地区市民センターへ提出

- ②利用登録証と利用券の入手〔申請受付後、2週間程度で郵送(簡易書留)します。

※利用登録証は、初回登録時のみ発行しますので、過去に利用登録された方には利用券のみ郵送します。〕

◆利用券1枚でタクシー料金から500円を割り引きます。

◆利用券の枚数は、年間96枚(予定)。

◆利用券は1人1乗車につき最大2枚まで利用可。

- ③予約〔利用できるタクシー会社の中から選んで、事前に電話予約。駅前などで待機しているタクシー車両も利用可。〕

- ④乗車 6:00~23:00(毎日運行)

※尾高のみ 7:00~0:00(毎日運行)

4. 注意事項 令和6年度分の利用申請に対する利用券などの発送は、3月25日頃から順次行う予定です。

★詳しくは案内パンフレットをご覧ください。

令和6年度版の案内パンフレットはお近くの地区市民センターに3月11日頃配架する予定です。

または、下記までご連絡いただければ案内パンフレットを郵送いたします。

【問合せ】公共交通推進室 ☎354-8095 FAX354-8404



野焼き(野外焼却)は法律で禁止されています！



庭先や空き地などで、刈り草や落ち葉、紙くずなどのごみを焼却(野外焼却)すると、煙や悪臭、灰などによって近隣住民に迷惑をかけるだけでなく、人体に有害なダイオキシン類などの発生の原因にもなります。このため、野焼きは、**市街化調整区域で農業を営むにあたってやむを得ないものなど認められている場合を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」**で禁止されています。家庭や事業所から発生するごみは、焼却せず、正しく分別し、決められた方法で適切に処分してください。

【問合せ】生活環境課 廃棄物対策室 ☎354-4415